

「大和市総合交通施策」の改定案に「ご意見を」

市は、徒歩や自転車、公共交通など人々の移動に係る施策を総合的に推進するための計画「大和市総合交通施策」の改定を進めています。このたび、同改定案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

提出方法▼5月2日(月)～31日(火)
(必着)に、任意の書式に意見、住所、氏名を記載し、直接、ファクスまたは郵送で〒242-8601 市役所街づくり総務課へ。市のホームページからも可(電話や口頭は不可)。

※同案は、市役所同課・情報公開コーナー、各分室・連絡所、各学習センター、各コミセンのほか、市のホームページでも閲覧できます。※寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、市のホームページなどで公表する予定です(個々の意見には直接回答しません)。

市役所街づくり総務課街づくり調査係 ☎(260)5444 FAX(264)6105

市・県民税納税通知書などを送付

市・県民税を毎月の給与からの差し引きで納める人には、特別徴収税額決定通知書を5月中旬に勤務先へ送付します。個人で納める人には納税通知書を6月上旬に自宅へ送付します。なお、非課税の人には納税通知書を送付しません。

※今年度分の所得証明・非課税証明書は6月1日(水)から発行します。

公的年金等の収入があり、各種所得控除がある人は申告を

所得税の「年金受給者の確定申告不要制度」により確定申告をしな

かった人が、公的年金等の源泉徴収票に記載のない医療費、生命保険料、地震保険料、障害者などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告をしてください。なお、収入が公的年金等のみで、その収入金額が105万円以下(65歳以上は155万円以下)の場合は、申告の必要はありません。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する際は「注意を

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体に申請書を提

出すことで、確定申告や市・県民税申告をしなくても寄附金(ふるさと納税)についての税の軽減を受けられる制度です。ただし、確定申告や市・県民税申告をすると、同制度の対象ではなくなり、領収書や受領証明書などを添付して寄附金に係る申告をしないと税の軽減が受けられませんので、「ご注意ください」。

市役所市民税課個人市民税第1・2係 ☎(260)5232 FAX(264)6093

ヒロシマ平和学習の参加者を募集

2泊3日で広島を訪問し、被爆体験者の講演や平和施設の見学、平和記念式典参列や灯ろう流しへの参加を通じて平和の大切さを学び理解を深めます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、広島訪問はオンライン授業などに変更する場合があります(日程変更なし。費用は無料になります)。

と き▼①事前説明会：7月3日(日)、②結団式・事前学習：31日(日)、③広島訪問：8月5日(金)

7日(日)、④事後学習：14日・21日の日曜日、⑤報告会：11月5日(土)
ところ▼市役所など
対象▼全日程に参加できる市内在住・在学の小学5年生～高校生
定員▼6人(定員を超えた場合は選考)
費用▼小学生は1万円、中学・高校生は1万5,000円
申し込み▼5月31日(火)(消印)までに応募用紙に必要事項を記入し直

市役所国際・男女共同参画課 ☎(260)5164 FAX(263)2080

接、郵送またはファクスで〒242-8601市役所国際・男女共同参画課へ。応募用紙は同課で配布するほか、ホームページからダウンロードもできます。※参加者の氏名、写真、映像などは報告会や市のホームページなどで公表します。

市役所国際・男女共同参画課 ☎(260)5164 FAX(263)2080

住宅の耐震化・不燃化対策などを補助

市は、市内の住宅の耐震診断費や耐震改修費、不燃化・バリアフリー化改修費、ブロック塀等の撤去費および改善費などに対する補助を実施しています。

申し込み▼いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。
※制度利用の要件など、詳しくはお問い合わせください。

市役所建築指導課建築指導係 ☎(260)5425 FAX(264)6105



工事・診断名など		補助の要件	補助内容
木造住宅	①簡易耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅	登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定(無料)
	②精密耐震診断※1		①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費のうち6万6,000円まで補助(通常、上限額内で診断可)
	③耐震改修工事※1、※2		②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助
不燃化改修工事※1、※3		対象建築物▶既存木造住宅 工事例:軒裏・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防災性カーテン設置、ブロック塀撤去	市内業者施工による改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円)。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円)
バリアフリー化改修工事※1、※3		対象建築物▶既存木造住宅 工事例:段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換	
ブロック塀等	⑦診断	対象▶道路に面するもの	登録事業者が現場調査のうえ、適法性、安全性を判定(無料)
	⑧撤去工事※1	対象▶⑦の結果、安全性が確認できないもの	対象となる工事について、標準工事費により算出した額と見積額のいずれか少ない額(両工事合わせて上限30万円)
	⑨改善工事※1	対象▶⑧の工事と併せて実施するフェンスの新設	
マンション	分譲マンションの耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション	・予備診断費補助額:1棟につき上限20万円 ・本診断費補助額:1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)
家具	家具転倒防止器具取付支援※4	対象世帯▶65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯	登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料)

※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
※3 自己の居住の用に供する住宅に限ります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。
※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。